

令和6年第1回広尾町議会臨時会 第1号

令和6年1月26日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第 1号 広尾町手数料徴収条例の一部改正について
- 5 議案第 2号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第10号）について
- 6 議案第 3号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）について
- 7 発議第 1号 議員の派遣について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美

住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭 力
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	佐 々 木 み ゆ き
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	舩 田 光 恵
兼 豊 似 保 育 所 長	舩 田 光 恵
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	及 川 隆 之
兼 町 営 牧 場 長	及 川 隆 之
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田 雅 樹
建 設 水 道 課 長	寺 井 真 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井 真 樹
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈 農 業 委 員 会 〉

会 務 局 長 大 森 康 雄
事 務 局 長 大 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基
事 務 局 次 長 佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補 佐 々 木 琴 葉

◎就任の挨拶

1、議長（堀田） 開会前ですが、ここで昨年12月17日に監査委員に就任されました澤田代表監査委員より就任の挨拶の申出がありますので、これを許します。

澤田代表監査委員、どうぞ。

1、代表監査委員（澤田） おはようございます。澤田佳幸と申します。貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。監査委員就任に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

さきの12月定例議会において選任の同意をいただき、議員の皆様から心から厚く御礼申し上げます。12月17日付で就任いたしました。先般、監査委員のバッジを受け取り、そして今日この壇上に立たせていただき、身が引き締まる思いであり、改めて監査委員の職責を認識しているところでございます。

これからの任務遂行に当たっては、幅広い視点に立ち、謙虚な姿勢と公正不偏な態度で正確性、合理性、合法性に意を配し、及ばずながらこの職務に精励してまいりたいと思っております。

町長はじめ、議員の皆様には今後ともさらなるご指導を賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、監査委員就任に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

開会 午前10時03分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和6年第1回広尾町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会には、町長から議案3件を受理しております。

次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和6年第1回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いの誤りについてであります。

本町が広尾町社会福祉協議会に委託して実施しております障害者相談支援事業につきまして、これまで社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとし、消費税については非課税として取り扱っておりましたが、先般の国からの事務連絡により、この取扱いは誤りであり、当該事業は消費税の課税対象事業であることが判明いたしました。

この対応といたしまして、委託先である広尾町社会福祉協議会に対し、過去5年分及び令和5年度分の委託料における消費税相当額を支払うことといたしました。また、修正申告に伴う延滞税につきましても、金額が確定次第、町で負担をいたします。

今後につきましては、関係法令、根拠等の確認を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

なお、本臨時会に本件に係る補正予算案を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の令和5年度普通交付税の再算定についてであります。

令和5年度の普通交付税額が国の補正予算の成立に伴い再算定され、追加交付額が12月8日に決定しましたので、その概要について説明いたします。

行政報告資料をご覧いただきたいと思いますが、中段の太枠をご覧ください。

追加交付額は3,957万7,000円で、令和5年度の総額は35億1,045万8,000円であります。令和4年度の再算定後と比較いたしますと3,829万9,000円の増でありまして、率で1.1%の増となったものであります。

続きまして、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名は、旧丸山保育所解体撤去工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組、代表取締役高橋正幸であります。

契約額は4,284万5,000円でありまして、工期は令和5年12月12日から令和6年3月29日までであ

ります。

工事の概要であります。施工場所につきましては、公園通南4丁目5番1であります。

工事の内容は、旧丸山保育所の解体及び撤去工事であります。

指名業者の状況であります。アカイシ建設株式会社、株式会社畑下組、拓殖工業株式会社の3業者をもって入札を行い、落札率は97.9%であります。

次に、4点目の副町長の退職についてであります。

このたび、田中副町長が1月12日をもって退職したい旨の申出があり、これを受理し、退職することを承認いたしましたので、報告させていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第1号 広尾町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 議案第1号 広尾町手数料徴収条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正により、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の新規発行に係る手数料の設定など、所要の規定の整備を行うものであります。

議案資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。第2条、種類及び金額の戸籍法に基づく手数料の各号について文言を整理し、新たに第5号として戸籍電子証明書提出用識別符号の発行手数料を定め、第6号として除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を追加し、第5号以降をそれぞれ2号ずつ繰り下げる改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、附則における改正法の施行日に合わせ、令和6年3月1日から施行したいとするものであります。

以上、議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第1号 広尾町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号～日程第6 議案第3号

1、議長(堀田) 日程第5、議案第2号 令和5年度広尾町一般会計補正予算(第10号)についてと日程第6、議案第3号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第2号及び議案第3号について、一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第2号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,942万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億2,677万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費を第2表でお示しするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加を第4表でお示しするものであります。

次のページの前算であります。お手元の事項別明細書(第10号)であります。ご用意いただければと思います。事項別明細書(第10号)についてであります。

最初に、歳入であります。

10款1項地方交付税は、先ほど行政報告いたしました追加交付分であります。

14款2項2目3節重層的支援体制整備事業交付金は、これも先ほど行政報告いたしました障害者相談支援事業の変更契約に係る交付金の追加であります。5目教育費国庫補助金は、学校等のエアコン設置事業に係る交付金であります。

15款2項4目農林水産業費道補助金は、大家畜特別支援資金利子補給補助金の道負担分であります。

21款1項町債は、国の補正予算により追加になった港湾直轄整備事業及び学校等のエアコン設置事業の財源とする補正予算債の追加であります。

続きまして、歳出であります。

事項別明細書4ページになります。

2款1項3目財務管理費は、追加交付された地方交付税のうち、令和6年度及び7年度の臨時財政対策債の償還財源として交付された1,719万円を減債基金に積み立てるものであります。

3款1項社会福祉費は、行政報告いたしました障害者相談支援事業の令和5年度委託料の追加及び平成30年度から令和4年度までの委託料の消費税未払い金の追加であります。

5款1項農業費は、大家畜特別支援資金利子補給補助金の2件の追加であります。

7款3項港湾費は、国の補正予算により追加となった港湾直轄事業の負担金であります。事業の完了が令和6年度であり、繰越明許費を設定し、全額を6年度に繰り越すものであります。

8款1項消防費は、豊似消防会館の暖房機器の購入費であります。

9款教育費は、町内各小学校、中学校及び学校給食センターのエアコン設置事業であります。議案資料の3ページ以降につきまして、財源の内訳、それから、それぞれ小学校、中学校、学校給食センターのエアコンの設置箇所について図面にお示しをしているところであります。

続きまして、12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費は、港湾直轄事業負担金であります。

第3表は、1件につきまして、債務負担行為を追加するものであります。

第4表は、地方債補正の追加で、補正予算債を追加するものであります。

町債の合計に1億4,530万円を追加し、5億1,058万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第3号についてであります。

本案につきましては、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ160万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,078万9,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、債務負担行為でありまして、債務負担行為の設定を第2表でお示しするものであります。

次のページの第1表であります。

歳入は、一般会計からの繰入金であります。

歳出は、感染症対策消耗品の追加であります。

10ページになります。

第2表、債務負担行為であります。

事項として、特定技能外国人確保委託料であります。外国人の介護人材確保事業であります。期間は令和6年度、限度額は236万9,000円であります。

以上をもちまして、議案第2号及び議案第3号までの補正予算について、一括して提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と介護サービス事業特別会計の2件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と介護サービス事業特別会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第2号と議案第3号の2件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の5ページ、6ページに係ります9款教育費の部分であります。

小学校費、中学校費でありますけれども、それぞれエアコンの設置工事費がここに計上されております。早急に竣工するという意味で今回の臨時議会での提案ということなのですが、例えばこの中で1項目、広尾中学校のエアコン設置工事は5,123万2,000円ということで、当然議会の議決に付すべき契約及び財産の取得等に関する条例になるということであれば、入札後に議会の議決を経て初めて執行という形になるかと思うのですが、今後のいわゆるタイムスケジュールと申しますか、資料で86件のエアコン設備をするということですが、実際その工事の着工、それから竣工の時期、それについての説明をいただきたいと思っております。

あと、今、十勝管内でも未設置の町村については今夏に実施をするということが報道で示されておりますけれども、かなり時期がふくそうするということが想定されますけれども、例えば本町において、基本的に町内電気事業者と申しますか、その事業者に発注するかというふうに想定しているのですが、町内におけるそういったエアコン設置に係る事業者数と、当然入札行為になりますので、どういう内容なのか分かりませんが、現時点での把握している部分、想定している部分についてのご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） ただいまの前崎議員からのご質問でございます。

予定価格が5,000万円を超える工事であれば、議会の議決をもらって契約という形になります。今

後、予定価格を超える部分が出てきた場合には、入札後、議決を得る形になります。ちょっとその部分、ぎりぎりの部分がありますので、超えるか超えないか、まだはっきり分からないところがあります。

今後のスケジュールでございますが、2月中旬以降に入札を予定しております。また、契約行為については、補助事業の交付決定がなされないと契約できないということになっておりますので、今のところ2月中旬から下旬に交付決定ということの予定でございますので、その後、契約、工期については契約後から、一応夏には間に合わせたいと思っておりますが、工期的には長く取りまして、竣工については早い時期、7月、8月に間に合わせたいというところで進めております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 事業者数の関係でご質問ございました。

大変申し訳ございません。事業者数については押さえてございませんので、基本的な考え方で説明させていただきます。

工事の発注につきましては、議案資料でお配りしております3ページのほうに、内訳としてエアコン設置工事、それと電気設備改修工事という形の2本に分けて予算計上してございます。

発注の方法といたしましては、この設置工事の部分、また、設備の改修工事の部分、これを分けての発注を考えてございます。

また、町内等の業者等の関係でございますが、こちらのほうに入札の関係の指名願を出している業者、そちらのほうに発注を今のところ検討してございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第2号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてと議案第3号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号と議案第3号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第2号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてと議案第3号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号

1、議長（堀田） 日程第7、発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第1号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、中札内村議会議員等研修会。

（1）、目的、議員活動研さんのため。

（2）、派遣場所、中札内村であります。

（3）、期間、令和6年2月15日。

（4）、派遣議員、全議員であります。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和6年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時28分